



設立趣旨書

戦後の我が国は、個人の尊重と両性平等の理想のもとに、夫婦と子どもによって構成される婚姻家族を社会の基本単位と捉え、対等な夫婦の協力によって営まれる家庭の中で子どもは心身ともに健やかに成長してゆけるというビジョンを描いて今日に至りました。

一方、我が国では、昭和42年までは多くても8万4000組だった離婚件数が、平成14年には29万組に上り、家族関係の不安定化は急速な進行を示しています。

夫婦関係に亀裂が入り、家庭が壊れ、夫婦や子どもが切り離されて、家族関係が不安定になった場合にはどうすればよいのか？特に、両親の軋轢の狭間で生きる子どもの成長をどのように支援すればよいのかという問題が生じます。この問題が端的に現れる場面が離婚です。

子どもにとっては、両親の離婚後も、別居親との不断の交流を通じて父母双方から愛されていることを実感し続けることが、その健全な成長にとって不可欠であり、何よりも、自己の親を知ってアイデンティティーを確立して行くことは、子ども自身の権利です。それにも拘わらず、多くの子どもは、別居親と生き別れのまま成長することを余儀なくされているのが現状です。

このような現状を受けて、子どもの福祉の観点から、平成23年の民法改正において、「父又は母と子との面会及びその他の交流」が、離婚後の子の監護に関する事項として766条1項に明定されました。

そこで私たちは、子どもの心の問題に焦点をあてながら、面会交流のための親の教育プログラム、面会交流援助者の研修と拡大等も含め、子どもの視点に立ち、子どもが子どもとして安心して成長していく糧となるような面会交流のための支援活動を開始します。

さらに、広く、現代の家族問題に取り組み、不安定化しがちな現代の家族関係を新しい形をつなぎ合わせ、心豊かな未来に向けて、我が国の家族関係の再構築に努力しようと決意しています。

この活動を永続させて、多くの人々の協力を結集し、社会全体の理解と支援を得て、新しい家族関係を作り上げて行こうとする人たちを支援するために、特定非営利活動法人『岡山家族支援センターみらい』を設立する次第です。

設立代表者 近藤みち子

